

◎農林省令第十九号

植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)第六條第二項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和三十三年五月一日

農林大臣 井出一太郎

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項第一号中「広島」の下に「、坂出」を加え、同條第二項第一号中「坂出」を削り、同項第二号中「坂出」を削り、同項第三号中「坂出」を削る。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。